

令和5年第4回江北町議会（定例会）会議録						
招集年月日	令和5年6月9日					
招集場所	江北町議場					
開散会日時及び宣言	開議 閉会	令和5年6月16日 午前9時00分 令和5年6月16日 午前9時28分			議長 井上 敏文	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	酒井 明子	○	6	土 渕 茂 勝	○
	2	古 賀 里 美	○	7	池 田 和 幸	○
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○
	5	三 苫 紀美子	○	10	井 上 敏 文	○
会議録署名議員	4番	江 頭 義 彦	5番	三 苫 紀美子	6番	土 渕 茂 勝
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長	武 富 元	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基盤整備課長	大 島 浩 二	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長	坂 元 弘 睦	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	教育・文化課長	本 村 健 一 郎	○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆				
	書 記	百 武 久美子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和5年6月16日

日程第1 委員長報告

日程第2 議案第30号 江北駅自由通路等改修工事に関する契約（協定）の締結について

日程第3 議案第31号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第4 議案第33号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第3号）

日程第5 議案第34号 令和5年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前9時 開議

○井上敏文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第4回江北町議会定例会会期8日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は委員長報告、討論、採決となっておりますが、ただいま諮問第1号及び諮問第2号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

諮問第1号及び諮問第2号を上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。武富局長。

○議会事務局長（武富和隆）

（朗読省略）

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、諮問第1号及び諮問第2号の提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。既に本議会に提案をいたしております議案に加えまして、新たに議会の意見を求めたく諮問を2件追加させていただきたいと思います。

それでは、諮問の要旨を御説明申し上げます。諮問第1号、第2号一括して御説明を申し上げます。

諮問第1号及び第2号につきまして人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の鶴崎智子氏が早期退任されたこと及び土井力氏の任期が令和5年9月30日で満了することに伴い、新たな委員候補者として武富由美氏及び平川年明氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、経歴の詳細については別紙履歴書のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

○井上敏文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

それでは、議事日程により逐次議案の審議に入ります。

日程第1 委員長報告

○井上敏文議長

日程第1. 委員長報告を議題といたします。

会期5日目に各委員会に付託いたしました議件に関し、各委員長の審査報告を求めます。

まず、総務常任委員長、池田和幸君。

○池田和幸総務常任委員長

皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員会の委員長報告をいたします。

今期6月議会定例会会期5日目の6月13日、私たち総務常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第33号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第3号）歳入全部と歳出のうち款2. 総務費のうち総務政策課及び町民生活課所管、款3. 民生費のうち町民生活課及び子ども教育課所管、款10. 教育費。

以上の付託事件について、6月14日、15日、全委員出席の下、執行部から各関係職員の出

席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、議案第33号は全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案中で、まず、款10. 教育費の小学校管理費で小学校トイレ改修事業が上げられています。これまでみんなのトイレで予算計上をしてきたことも踏まえ、臭気対策、それから、洋式化等に対して、慎重に事業を進めていただきたいと意見がありました。

2つ目に、議案にはありませんでしたが、佐賀西部広域水道企業団の江北営業所が今年度末で閉鎖となる予定です。来年度からは町民生活課で担当をされるようですが、町民の方に御不便をおかけしないように取り組んでいただきたいと意見がありました。

6月15日、委員会により、スポーツ・レクリエーション系施設及び学校教育系施設をこども教育課の案内で視察を行いました。

まず、花山球場では、グラウンドの観客席はFRPを使った席でかなりの損傷と危険度があり、直ちに撤去する必要があると認識しました。また、トイレは臭いが強く、清掃はされているようですが、改修はできないかという意見が出ました。

ここで写真で説明をしたいと思います。

(パワーポイントを使用)これがFRPを使った、今回一般質問でも出されていたと思います。使用禁止ということで貼ってはありますけど、かなり損傷がひどいです。

これは完全に枠が外れているという状態です。こういうことでありますので、委員の中からは全面撤去したほうがいいんじゃないかというような意見が出ていました。

続きまして、これが花山球場のトイレであります。これは手洗い場でありますけれども、手洗い場に関しても職員で清掃をしてきれいにされているようです。これからは職員にしていただかないで、予算づけじゃないですけども、何かするのが適当じゃないかなと思っております。

これはトイレ。どうしても地面と同じ高さなのでこういう形になると思います。奥のほうはそのままの和式のトイレですね。これがその拡大です。ちゃんと清掃はされていました。その辺は議会からもかなりいろいろな意見が出ていましたので、そういうことです。

続きまして、2か所目、B&G体育館は現在使用禁止となっています。修理、修繕箇所が多くある中、今の状態でいつまでこのままでいくのか見極めていただきたいという形で、またモニターをお願いします。

(パワーポイントを使用)これが体育館の北側の側面です。上のほうは少し劣化がありま

すね。

これは中です。久しぶりに入りました。とにかく入ってすぐマスクをしないと入れない状態です。ということはかび臭いということですね。閉め切っていますので、誰も入っていない、非常に危険が増しているという形です。

これが時計台、要するに南側ですけど、2階はありませんけれども、上のほうが完全にかびですね。

これはスポーツのほうのボイラー室ですね。よく分からないですけど、完全に剥がれている扉がありました。

これはトレーニングセンターのほうです。一般質問でありましたけれども、左の屋根の上が崩れ落ちています。

それから、これは洗面所に行くところです。私もこれは見ませんでしたけれども、うちの委員の中で中まで入ってもらって、こういう形になっていました。

もう一つ、トイレはここも清掃はちゃんと行われていました。ここに鍵があります。この鍵を拡大したのがこれです。完全に外れているわけですね。外の鍵がこういう感じです。

続きまして、小学校のみんなのトイレは設置してまだ1年しかありませんが、外側に腐食しているような箇所があります。確認をお願いします。

それから、小学校の現在使用しているトレイで光触媒で臭いはなくなっているようですが、ふだんの掃除と水を流すことにより、臭いを抑えることができるのではないかと意見が出ました。

モニターをお願いします。給食センターも若干見ました。

(パワーポイントを使用)これが給食センターのちょうど搬入口のところの壁が落ちています。

これも同じように壁が落ちている状態です。

これは上のほうが腐食しています。

これがみんなのトイレのところですね。先ほども言いましたけど、1年くらいしかたっていないんですけど、下のほうが腐食しているわけですね。この辺を見ていただきたいなと思います。

以上、写真をもって説明をしてきました。我々議員もいろんなところに目を向けながら、これからも指摘をしていきたいと思ひますし、我々も確認をしていきたいと思ひます。

以上、委員長報告を終わります。

○井上敏文議長

次に、産業厚生常任委員長、土淵茂勝君。

○土淵茂勝産業厚生常任委員長

皆さんおはようございます。産業厚生常任委員長報告を行います。

今期6月議会定例会、会期5日目の6月13日、私たち産業厚生常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第30号 江北駅自由通路等改修工事に関する契約（協定）の締結について、議案第31号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案第33号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第3号）歳出のうち款2. 総務費のうち地域振興課及び健康福祉課所管、款3. 民生費のうち健康福祉課所管、款4. 衛生費、款6. 農林水産業費、款7. 商工費、款8. 土木費、議案第34号 令和5年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

以上の付託事件について、6月14日、15日の両日にわたり、全員出席の下、執行部から関係職員の出席を求め、詳細なる説明を受けました。付託された議件については質疑応答を経て慎重に審査した結果、全議案とも原案どおり異議なく全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、議案審議の中で次のことを委員会として事業を所管する課に求めました。

一つ、物価高騰対策事業については、江北町元気クーポン券の配布率が100%となるように努力すること。

一つ、産地生産基盤パワーアップ事業については、事業金額が大きいため、参加事業者が困難に陥らないよう状況をしっかりと把握していくこと。

一つ、東分中継ポンプ場の事故については、業者による保守点検を徹底し、再発防止に努めること。

また、当委員会に付託された議案及び案件について、15日午前9時半より現地視察を行いました。

まず、上小田地区上区の大谷ため池を視察しました。現地を地元区長、堤の草刈りを実際にされている農家の方と一緒に視察をいたしました。現場を確認すると、堤が急勾配であり、区長さんからは、草刈り作業を年三、四回実施しているが、作業をする人が高齢化しており、いつか事故が起こるのではないかと心配しており、町で作業が軽減される自動草刈り機を購

入し、貸出しをしてほしいとの切実な要望が寄せられました。地元の声に対し、町の早急な対応が求められていることを報告いたします。

次に、草場ため池でセンチピートグラスの現状を確認し、新しい工夫された取組であることを感じました。

最後に、改修工事が予定されている江北駅自由通路を視察しました。これから工事が施工されますが、くれぐれも利用者に不自由がないよう、また、事故がないよう進めていただきたいと思います。

以上、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○井上敏文議長

委員長の審査報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

では、本日の議事日程により、逐次、討論、採決をいたします。

日程第2 議案第30号

○井上敏文議長

日程第2．議案第30号 江北駅自由通路等改修工事に関する契約（協定）の締結についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第30号 江北駅自由通路等改修工事に関する契約（協定）の締結については原案どおり可決と決しました。

日程第3 議案第31号

○井上敏文議長

日程第3．議案第31号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第31号 和解及び損害賠償の額を定めることについては原案どおり可決と決しました。

日程第4 議案第33号

○井上敏文議長

日程第4．議案第33号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第33号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第3号）は原案どおり可決と決しました。

日程第5 議案第34号

○井上敏文議長

日程第5．議案第34号 令和5年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題

といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、議案第34号 令和5年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案どおり可決と決しました。

日程第6 諮問第1号

○井上敏文議長

日程第6. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。人権擁護委員には諮問第1号により答申がありました武富由美氏を推薦することにつきまして適任の意見を付して答申することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と答申することに決しました。

日程第7 諮問第2号

○井上敏文議長

日程第7. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。人権擁護委員には諮問第2号により答申がありました平川年明氏を推薦することにつきまして、適任の意見を付して答申することに御異議ございませんか。西原君。

○西原好文議員

質問の機会を与えてもらいたいんですけど、駄目ですか。

○井上敏文議長

質問、前にしてもらいたかったんですけどね。ちょっと違うんですかね。

○西原好文議員

いやいや、この推薦についての質問じゃないんです。全体的なことで。

○井上敏文議長

発言を許可します。8番西原君。

○西原好文議員

今回、人権擁護委員の候補者というようなことで推薦なんですけど、新人議員も今回たくさんいらっしゃいます。人権擁護委員の仕事とか、そういった会期だとかというのを詳しく説明していただいたほうがですよ。私は今回、土井力氏の任期が9月30日で満了するということと、鶴崎智子氏が早期に退職されるというふうな町長の提案説明でしたけど、この人権擁護委員については今現在、橋本さんが4期されていました。令和2年度の改選のときの橋本さんの資料を見ているんですけど、4期されてました。それ以降は鶴崎さんが2期、今回の委員さんたちは大体1期ぐらいで辞められております。そういった人権擁護委員さんの仕事が成り手が無いものなのか、そこら辺が興味があったもんですから、案件に反するかもしれませんが、推薦については賛成なんです。ただ、そういったどういった仕事をしてもらうものなのか、それと、最近の委員さんが1期で辞められるというのは、受けられたものの1期して仕事が大変だったとか、そういった理由の下で辞められているのか、そこら辺が分かれば、ぜひお願いいたします。

○井上敏文議長

ただいまの意見に対して説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私のほうから御説明を申し上げます。

先ほど諮問の要旨を御説明いたしましたし、その前に会期中に御説明をしましており、人権擁護委員そのものは町で任命するのではなくて法務大臣から任命をされるということで、先ほど人権擁護委員法という法律を御紹介しましたがけれども、人権擁護委員法に基づく行政委員ということになります。

主な活動として、人権相談を実施していただくということが一番大きなお仕事かというふうに思いますけれども、それだけではなくて、例えば、学校であるとか、いろんなイベント等で法務局と連絡を取りながら、要は人権擁護意識の啓発活動にも取り組んでいただいております。

るところであります。通常といひましようか、日常、我々が特に関わらせていただいているのは人権相談が一番大きなというか、通常の業務かなというふうに思っております。

それともう一つ、先ほど委員の交代についてはいろいろ事情があります。もちろんお仕事は、これは人権擁護委員に限らずですけど、どの行政委員も大変なお務めをしていただいておりますけれども、その上で御本人の御都合、または法務局と連絡を取りながら、改選かどうかについては決めていただいているというかな、御本人都合だけではないということはあるんじゃないかなというふうに思います。

それでよかですか。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

よろしいですか。

それでは、再度お諮りいたします。人権擁護委員には諮問第2号により答申がありました平川年明氏を推薦することにつきまして、適任の意見を付して答申することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と答申することに決定いたしました。

皆さんに報告いたします。陳情書が提出されております。内容につきましてはお手元に配付しております文書表のとおりであります。

これをもって本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和5年第4回江北町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、令和5年第4回江北町議会定例会を閉会いたします。

午前9時28分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年6月16日

議 長 井 上 敏 文

会議録署名議員 江 頭 義 彦

会議録署名議員 三 苫 紀美子

会議録署名議員 土 淵 茂 勝

局 長 武 富 和 隆

書 記 百 武 久美子